

地区社会福祉協議会 活動実施に向けてのガイドライン

このガイドラインは、新しい生活様式に即した地区社会福祉協議会活動を再開するにあたり、必要となる感染予防対策や再開後の留意点について取りまとめたものです。

本ガイドラインを参考にしていただき、ご自身及び参加者の安全に留意しながら無理のない範囲で活動再開に向けた取り組みをしていただくようお願いします。

① 基本的な感染症対策を実施する

● 体調不良の方(従事者・参加者ともに)は参加を控える

- ・発熱(37.5°C以上もしくは平熱より1°C以上高い)の風邪症状がみられる時や体調がすぐれない時。

● 感染予防をする

- ・会場では、手洗いや手指消毒をする。
- ・屋内のマスクの着用、咳工チケットを徹底する。.



● 3つの密(密集・密接・密閉)を避ける

- ・室内の換気(1時間に2回程度)や人ととの距離の確保。(2m以上、最低1m以上)
- ・人数を制限する等、密を避ける工夫をする。
- ・会議室等の利用は定員の1/2以下にする。

● 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする

② 参加者に協力を求める事項

● 協力を求めること

- ・マスクの持参、着用をする。
- ・入室前に手指の消毒をする。
- ・大きな声での会話や高唱を避ける。
- ・活動終了後の会話は控え、できるだけ速やかに解散する。
- ・感染防止のため主催者が実施する対策への理解と指示に従う。
- ・開催後2週間以内に新型コロナウィルス感染症を発症した場合は、主催者に対し速やかに報告する。



③ 参加者を把握する

● 参加者名簿の作成

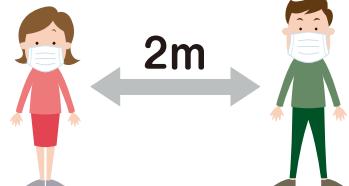
- ・従事者、参加者ともに名簿を作成し連絡先を把握する。
- ・感染者が出た場合に備えて名簿は開催後2週間以上保管する。



④事業ごとに留意すること

●ふれあい・いきいきサロン

- ・飲食を目的とした行事はできるだけ避け、提供する場合も調理済み弁当などお土産用として用意する。
- ・湯茶は使い捨ての紙カップやペットボトルで提供し、茶菓子は個包装のものを用意する。
- ・食事や茶菓子を提供する場合、手渡しを避け事前に席へ置いておくか、お盆などで運び参加者に取ってもらう。
- ・飲食の前に手指消毒の時間を設ける。
- ・マスクをしていると喉の渴きに気づきにくいため、適宜水分補給を促す。



●独居高齢者ふれあい訪問等サービス事業

- ・電話や外、玄関先からの見守りを主とし対面での訪問はなるべく避ける。
- ・対面による場合はマスクを着用し、訪問時は2mの間隔をあけて長時間の会話は控える。
- ・訪問時の配食の受け渡しは可能な限り屋外で行う。



●児童・生徒に関する事業

- ・原則として、学校との協議のもと事業の再開を決定する。再開が可能となった場合でも感染防止策を講じて実施する。

●いきいき百歳体操など運動を主とする事業

- ・激しい呼気や大きな声を伴う運動は控える。
- ・他の人との距離を十分に確保をする。
- ・屋外で十分な距離(2m以上)が確保できる場合にはマスクを外し、こまめに水分補給を促す。
- ・コロナ禍の開催の可否については市介護保険課と協議のもと決定する。



●貸切バスを利用した事業の実施について

- ・貸切バスの利用については、3密を避けられないとして当面の間利用中止の要請をしていましたが、新しい生活様式の普及やバス事業者の感染防止策の取組み状況を踏まえ、全国的な感染者数が減少傾向にある場合に限り利用可能とします。
- ・乗車前に参加者の検温と風邪症状の有無を確認し、体調不良の方は参加を控える。
- ・マスクの着用、乗車前の手指消毒を徹底する。
- ・車内での大声での会話、食事は控える。(水分補給は可)
- ・貸切バス利用の他、目的地においても食事の提供方法など感染防止策の確認を徹底する。
- ・参加者名簿及び連絡先は開催後2週間以上保存する。

●不特定多数が集まる行事やイベント

- ・開催規模については、屋内は収容人数の半数以下、屋外であっても人ととの距離を十分確保(2m以上)できることを目安としてください。
- ・開催にあたっては、その規模に関わらず①「3つの密」が発生しない座席配置や「人ととの距離の確保」、②「マスクの着用」、③参加者名簿を作成し連絡先等を把握しておくなど基本的な感染防止策を講じて下さい。
- ・感染リスクへの対応が整わない場合は中止、延期など柔軟な対応をお願いします。

●ボランティア活動保険への加入について

- ・活動中に新型コロナウイルス感染症を発病した場合、ボランティア活動保険、民生委員児童委員活動保険は補償の対象となりますので加入するようにしてください。
- ・行事ごとに加入している**ボランティア行事用保険では補償対象となりません**のでご注意ください。

※民生委員児童委員活動保険は任期中自動的に加入しますので手続きは必要ありません。

※ボランティア活動保険では新型コロナウイルス感染症については加入後10日間の不担保期間があります。早めの加入をお願いします。

⑤事業の中止及び再開の時期について

国の緊急事態宣言や千葉県及び成田市からの外出自粛要請が発出された場合は、すべての事業及び会議、訪問など人と接する活動は中止し、解除後おおむね1カ月後から活動を再開してください。またこれらの要請がない場合であっても、ご自身の地区内で感染者が発生している時は事業を延期するなど慎重な対応をお願いします。